

令和7年度 第5回 吹田市公共施設最適化推進委員会 議事概要(1)

日時:令和7年(2025年)12月24日(水)午後2時~午後2時30分

場所:吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席者:辰谷副市長(委員長)、春藤副市長(副委員長)、大江教育長(副委員長)、  
伊藤理事(公共施設整備担当)、山下総務部長、今峰行政経営部長、脇寺都市魅力部長、  
梅森福祉部長、清水都市計画部長、井田学校教育部長、二宮地域教育部長

所管:【都市魅力部 文化スポーツ推進室】萩原次長、中嶋室長、關参事、小野参事、古谷主幹、岡主幹、  
檜垣主査、友藤係員

案件	文化会館の排煙設備更新について
【案件概要】	排煙設備の不具合が多発しており、施設の運営に影響が出る恐れがあるため、排煙設備全体の更新を実施することについて確認するもの。
【所管部の考え方】	文化会館の排煙設備において、建設当時に採用された空気式は、現在メンテナンス可能な事業者が限られ、維持保全が困難な状況であるため、現在一般的に広く採用されメンテナンスが容易で信頼性の高い電気式に更新する。更新にあたっては、高度で専門的な知見が必要となるため、工事範囲の確定や適切な工事方法の検討、概算事業費算出の業務について、専門的な技術を持った事業者に委託を行う。
【質疑概要】	意見: 排煙設備工事は施設を休館して実施するとのことであるが、公共のホールを閉めることで、色々な形で影響が出るため、休館の期間は適切に設定するようにしてほしい。 回答: 調査業務の中で、できるだけ工期が短くなるよう工夫する。  意見: 工事自体に異論はないが、実施にあたっては電気式と空気式の比較や従事可能な事業者の有無、前回の大規模改修で対応できなかったのか等、より丁寧な説明が必要となる。類似事例も調べること。  質問: 当案件は、排煙設備更新工事の調査業務について方向性を確認するものと理解しているが、今後予定している工事についても方向性を確認するのか。 回答: 資料9ページ~オの工事については、経年劣化としての対応を考えており、実施にあたっては改めて当委員会に諮るものと考えている。  意見: 排煙設備は適切に対処しなければ法令に違反することになるため更新自体に異論はないが、他の工事については、必要性や工事期間などをしっかり説明できるようにすべき。 回答: 他の工事で休館しないと実施できないものは、排煙設備工事と併せて実施し、休館せずに実施できる工事は、別途対応する予定である。 意見: 内容をわかりやすく整理して表にするなどし、理解を得られるようにしてほしい。  質問: 排煙設備更新工事の時期や期間は、調査業務により決まるのか。 回答: そのとおりである。調査業務において設計委託・工事の実施時期を検討し、実施については改めて当委員会に諮るものと考えている。

質問： 調査業務の期間中は、休館や部分的な使用を制限することはないか。

回答： 調査業務のための休館は想定していない。月に2日ある点検日、あるいは施設を使いながらの調査を想定している。

意見： 当案件について、様々な意見が出されたが、提案どおり進める。

**【結果】**

当案件について、方向性が確認された。